

# 令和3年度7月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和3年 7月26日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 10名（欠席3名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	
	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
	10 宮本 武	11 末田 麻里江	12 玄羽 和幸
13 服部 信彦			

出席推進委員 6名

2 三刀 待夫	7 和田 保人	10 小笠原 三津夫	11 小泉 幹雄
12 森脇 正巳	13 上田 義憲		

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農地法第2条の規定する農地でない土地の証明について
- ・ 議案第5号 基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第6号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

(1) 事務連絡

(2) その他

## 会議の概要

議長	<p>それではみなさん、お暑い中ご参加いただきましてありがとうございます。ただ今より本年度の第4回の邑南町農業委員会総会を開催したいと思います。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>最初1号議案の、法第3条関係について。</p> <p>今日は議事録の署名人はですね、本来なら大石さんと高木さんだったよな、の予定なんですけど、高木さんと椿さんと日野委員さんが今日欠席されておりますので、今日の議事録署名人は大石委員さんと種委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。それと毎回申し上げることですが、本日提案した協議許可案件について、委員さんの中で当事者の中に利害関係人のある可能性のある方につきましては前もってお申し出いただいて退席していただくことに、その案件について退席をお願いすることになると思いますので。特に分かりにくいのがですね、法人に関する案件で、農業者法人に関する案件で、その法人の役員さんとかね、構成員とかに農業委員さんがなつとる場合が、なかなか分かりにくいことがありますので、そういう点については特に委員さんの方から申告していただかないとなかなか分かりにくいという場合がありますので、その点を特に注意していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>それじゃあ法3条の関係について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい、失礼致します。まずすいません、本日農業委員の方を担当しております日野の方が、急遽都合によりお休みをいただきましたので、私惣田の方が進行をさせていただきますと思いますのでご協力よろしくお願ひを致します。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今月は2件です。</p> <p>申請番号033-13、農地の所在は鱒淵××、登記地目畑、面積337㎡、3条の無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。</p> <p>続きまして申請番号033-14、農地の所在は三日市××、登記地目畑、面積44㎡、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。</p> <p>以上2件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは033-13の案件については担当委員さんが服部委員さんと、それから田中推進委員さんになっております。服部委員さんの方から補足説明があったら、現地の調査の結果についての報告をお願いします。</p>
13番	<p>よろしくお願ひします。それでは申請番号033-13について説明致します。24日の土曜日の日にですね、田中委員さんと2人で現地、そして譲り受け人の●●●●さんの方に面談をしてまいりました。ちょっと地図をですね、説明致します。ちょっとこれ主要なところが非常にないですけども、下の辺のバス停でおおななつて、県道ってありますけども、これは田所からですね、旧田所から出羽に抜ける旧道ですね、昔役場がこの左、右下の方にこの地図では切れとりますけど、そのあった場所になります。***っちゅう大きなお寺があるのが目印といえば目印になりますけども。そこのですね、寺からちょっと北へ上がったところに現</p>

地の場所になっております。で、いろいろお話を伺いましたところ、この今回譲り受けされる●●さんって方はこの斜線の物件の場所の下にご自宅があるんですけども、今回それを渡したいっていう方がですね、その右下に※※※※さんって方が、名前が、名義がちょっと違うんですけども、その方の自宅だそうです。今は空き家となっております、広島に住んでいらっしゃるのがこの〇〇さんという方だそうです。まあずっと空き家となっております、この場所がですね、例年ちょっと耕作されてないような土地なんですけど、この●●さんがですね、代わりにずっと草刈りをされてらっしゃったそうでございます。行った日はですね、草等も処理をしてありました。で〇〇さんもこのままじゃ管理が出来ないんでどうにかしてくれんかということで、●●さんの方で引き受けられることになったとお聞きしました。チェックリスト等にも照らし合わせて特に問題はないと判断しましたので、よろしく審議の方、よろしくお願ひします。

議長  
事務局  
議長

はい、ありがとうございます。田中推進委員さんの方から補足がありますか。今日欠席。

はい、分かりました。それじゃあ今の 33-13 の案件についてこれより審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問がございましたら挙手して発言していただきたいと思ひます。

ちょっと私の方からいいですかね。これ譲り渡し人の〇〇さんっていう方の経営面積、自作面積がかなりあるんですよね、1町1反くらい。このうちの 337 m<sup>2</sup> を3条によって譲渡するということになるんだと思ひんですが、残る面積、かなりの面積があるんですが、この維持管理はどうされとるんですか。

13 番

この●●さんのところはですね、本職は土建業されてらっしゃるんですが、それとは別に農業の方かなりやってらっしゃいまして。そちらの方で面倒みてやるということでございました。

議長

はい、分かりました。ありがとうございます。

他にはございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に移ります。033-13 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて 033-14 の案件、沖田委員さん、和田推進委員さん、お願いします。

8 番

では 033-14 の案件についてご説明致します。これは△△△△さんから▲▲▲▲さんへ、有償の所有権移転の案件です。ここの現地確認と聞き取りは、△△さんは大田の方へ住んどられますので譲り受け人の▲▲さんに立ち会っていただきまして、推進委員の和田さんと共に7月の24日に聞き取り及び現地確認をさせていただきました。地図でちょっと場所を説明させていただきます。瑞穂地域の出羽地区の、左側の写真を見ていただきますと、信号があつて、++++とか出羽郵便局があります。それから旧道の方へ、出羽橋が通っておりますが、それを渡ったちょうど正面の少し入ったところが今回の案件の場所になります。土地

の面積は少ないんですが、▲▲さんがこの地図に載っています、ちょっと目が悪うてよう見えんですが、橋側のところに今△△さんの家を、####かなんかが借りてそこでやっておられます。それが△△さんの自宅になります。それからその隣に@@@@さんとありますが、ここはもう建物はなく更地になっております。この2つのところの場所を▲▲さんが、今家を建てられるということで購入されるという風で、そこへ今回の農地が一緒にありましたのでそれを今回申請に出されました。▲▲さんは、この住所は現在出羽の住宅の方に住んでおられますが、本宅は出羽地区の後木屋集落というところに本宅がありまして、そちらの方でお母さんが今住んでおられますが、そちらの方でここに面積が出ていますようになんかなり広い農地を持つとられますので機械等々も準備しておられますし、問題はないかと思えます。家を建てたらまあ、そこの一応この面積分を自家野菜とかいうことで利用したいと言っておられました。以上です。どうかよろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。和田推進委員さん、なんか補足ございましたら。

推7番  
議長

特にございません。

はい、ありがとうございます。それじゃあ 033-14 の案件について審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたら発言してください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

分かりました、ないようでしたら、ですので採決に移りたいと思えます。033-14 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。

それでは続きまして2号議案の、農地法第4条に係る案件についての審議に移りたいと思えます。事務局よりの説明をお願いします。

事務局

はい、失礼します。議案第2号、農地法第4条の規定による申請について、今月は10件です。

申請番号 034-2、農地の所在は日和××、登記地目畑、面積 10 m<sup>2</sup>、申請人は■  
■■■、転用目的は墓地です。所要面積は土地造成 10 m<sup>2</sup>、墓地 4 m<sup>2</sup>です。転用理由は高所で不便な場所にある墓地を自宅付近に移設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

続きまして申請番号 034-3、農地の所在は上口羽××、登記地目畑、面積 32 m<sup>2</sup>、申請人は□□□□、転用目的は墓地、所要面積は土地造成 32 m<sup>2</sup>、墓地 19 m<sup>2</sup>です。転用理由は現在の墓地が急傾斜地にあり管理が困難なため平地に建設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域除外事前協議済です。ただ今県との協議で異議なし回答を得ております。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号 034-4、農地の所在は岩屋××、登記地目畑、面積 102 m<sup>2</sup>、申請人は▽▽▽▽、転用目的は墓地です。所要面積は土地造成 102 m<sup>2</sup>、墓地 12 m<sup>2</sup>です。転用理由は現在の墓地が林地にあり管理が難しく自宅付近に移設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号 034-5、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積 58 m<sup>2</sup>、申請人は▼▼▼▼です。転用目的は宅地です。所要面積は土地造成 58 m<sup>2</sup>、物置 11 m<sup>2</sup>です。転用理由は自宅付近の申請地に日用品、農業用資材等を保管するため物置を設置したい、です。この土地は第2種農地です。農用地区域除外事前協議済です。異議なし回答を得ております。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

続きまして申請番号 034-6、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積 33 m<sup>2</sup>、申請人▼▼▼▼です。転用目的は墓地です。所要面積は土地造成 33 m<sup>2</sup>、墓地 13 m<sup>2</sup>、転用理由は高齢により現在の墓地への参拝が困難となったため自宅近くの申請地に移設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域除外事前協議済です。県から異議なし回答を得ております。法第4条第1項但し書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号 034-7、農地の所在は雪田××、登記地目畑、面積 252 m<sup>2</sup>、申請人は◇◇◇◇です。転用目的は宅地です。所要面積は土地造成 252 m<sup>2</sup>、農家住宅 46.37 m<sup>2</sup>、車庫 17.22 m<sup>2</sup>です。転用理由は個人住宅が全焼し建て替えをしたいが現在の宅地は土砂災害リスクがあるため隣接の申請地に住宅と車庫を建設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域除外事前協議済です。県から異議なし回答を得ております。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号 034-8、農地の所在は八色石××、登記地目畑、面積 127 m<sup>2</sup>、申請人は◆◆◆◆、転用目的は宅地です。所要面積は土地造成 10 m<sup>2</sup>、車庫、物置 28.88 m<sup>2</sup>です。転用の理由は申請地を整地し倉庫、物置を建築し自己の宅地を一体として利用したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

続きまして申請番号 034-9、農地の所在は阿須那××、登記地目田、面積 297 m<sup>2</sup>、同じく阿須那××、登記地目畑、面積 73 m<sup>2</sup>です。申請人は☆☆☆☆です。転用目的は宅地です。所要面積は土地造成 1128 m<sup>2</sup>です。対象が内 370 m<sup>2</sup>となっております。個人住宅 169.01 m<sup>2</sup>です。転用目的は申請地に個人住宅を建築して宅地および進入路として利用したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

続きまして申請番号 034-10、農地の所在は上口羽××、登記地目畑、面積 50 m<sup>2</sup>、申請人は★★★です。転用目的は墓地です。所要面積は土地造成 50 m<sup>2</sup>、墓碑 1.04 m<sup>2</sup>、仏石が 30 個です。転用理由は現在墓地が林地にあるため管理のし

やすい自宅隣地の申請地に移設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号034-11、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積49㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積264㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積9.91㎡、申請人は◎◎◎◎、転用目的は宅地です。所要面積は土地造成904.71㎡、対象地は内322.91㎡です。個人住宅236.43㎡、事務所と車庫で117.46㎡。転用理由は申請地を整地し個人住宅、事務所、車庫を建築して宅地として利用したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

以上10件です。

議長

はい、ありがとうございました。今回の総会での4条の申請が10件ということでかなりボリュームがありますけども、順次審議を進めて参りたいと思います。それじゃあ034-2の案件、大石委員さんと和田推進委員さん、補足ありましたら説明をお願いします。

3番

失礼致します。034-2、墓地への転用について報告をします。この前18日の日曜日に、和田推進委員さんと現地立会をしました。場所が、地図を見ていただいて、真ん中の方斜め上下に走るとる線が県道の三次江津線、下にずっと辿ると矢上に出ますし、上に辿ると江津市桜江町に出るという道ですが。あまり目立つものはありませんが、地図の一番上の方に@@@@という神社が見える位置にあります。で、そこから50メートルほど入ったところにこの申請地がありまして、この道路から上に上ったところに墓もありました。申請人の■■■■さんの立ち合いで見て参りましたが、顛末書が付いてありますように既に新しく寄り墓が出来ておりました。申請通り10㎡くらいほど造成をして、新しく墓石が建っておりました。古い墓がその近くにあるんですが、小山を上った10メートルくらい高いところに、非常に急な階段がありまして、もうなかなか上がるのは難しいだろうなというようなところがありまして、奥さんももうよう上がらんと、今年は上がとらんとというようなところがありまして、無理もないだろうなと見さしていただきました。チェックシートに照らしても、これ周りも全部自分とこの畑でして、それから道路との高さもなくて、雨水の流出、土砂の流出等々も大丈夫かなと見さしてもらいました。何も問題ないかなという風に考えております。以上でございます。ご審議お願い致します。

議長

はい、ありがとうございました。和田推進委員さん、お見えになってますか。

3番

和田さん今日都合が悪いです。

議長

はい、分かりました。それでは034-2の案件について、今大石委員さんの方から現地調査なり、事情聴取の報告が終わりましたので、これより本案件について審議に移ります。ご意見ご質問のある方、発言してください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

	<p>ないようでしたら採決に移りたいと思います。それでは 034-2 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて 034-3 の案件、三上委員さん。</p>
2 番	<p>では 034-3 の案件について説明致します。場所の方は県道を阿須那から井原に向けて走った途中のところの、???????、県道の川向かい側の田んぼのあるところですよ。除外申請の時にも話しました、説明とか申請人さんとの面談も済ませておいたので、再度調査ということでまたちょっと伺ってみました。前言いましたようにこの土地はちょっと耕作はもうされておらずに管理されている土地でした。農地の周辺には水路もあって、水路というか側溝もあって、この墓地に転用した場合でも排水のこととかは大丈夫だと思います。チェックシートに照らし合わせてみても、問題ないと判断致しました。□□さんの現在の墓地がちょっと高いところにあって、身体も不自由なことがあって、移設したいということでございます。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは 034-3 番の案件について、審議に移りたいと思います。ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決に移ります。034-3 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
8 番	<p>はい、ありがとうございました。じゃあ全会一致で本案件については許可相当と決定致します。</p> <p>続いて 034-4 の案件について、担当委員の沖田委員さん、お願い致します。</p> <p>034-4 の案件についてご説明を致します。場所は出羽地区の岩屋集落というところになります。この案件は 7 月 24 日に、申請人の▽▽▽▽さんと推進委員の和田さん、それから私と 3 人で現地を確認して▽▽さんの方から聞き取りをさせていただきました。地図を見て位置をちょっと確認していただきたいんですが、岩屋集落に****という神社がありますが、県道の方から岩屋集会所からずっと藪の方へ 1.5 キロくらい入ったところになります。この左側の地図で、階段があってちょっと切れとりますが、あそこが****といいます。その手前に▽▽▽▽さんの自宅がありますが、その道路を挟んだ反対側が今回の申請地になります。これ見ていただきますと道路に直接農地があるように見えますが、ここ実は 1 メートル少しくらいちょっと高台にありまして、法面が結構ありました。で、今回の申請地の面積がちょっと広いようにはありますが、その法面も入った状態ですので、少し広いかとは思いますがそこも入った面積になりますので、墓地としては 12 m<sup>2</sup>で申請を出されております。で、このチェックシートに基づいて、この隣接の※※※※さんという家があるのですが、その農地と一緒に隣接しております。で※※※※さんは今、この自宅は留守になっておりまして、長男さんが</p>

	<p>広島の方で大工さんをされておりますので、それが一月に2、3回程度、こちらの方に帰って家の周りとかの片付けをされておられる時に▽▽▽▽さんがその長男さんに????を聞いております。今の墓が山の中にあって、参拝と管理がなかなか難しいので、今回の申請地に墓を移転したいということで、今回申請になりました。どうかよろしくお願い致します。</p>
議長 推7番	<p>はい、ありがとうございました。和田推進委員さん。 ありません。</p>
議長 13番	<p>はい、分かりました。それじゃあ今の034-4の案件について、審議に移りたいと思います。ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。</p>
8番	<p>墓地は12㎡なんだろうけど、残りの土地はどうせ出来んのだから、畑ではなくてなにか、雑種地かなにかになるんですか。どうなんだろう。</p>
13番 議長	<p>申請書を先程確認さしてもらいました。それからまあ▽▽さんの方にも話を聞いておりますが、この三角で広い方の面積へ12㎡墓を建てて、そこへはちょっと上がっていく感じの道路と、それから木かなんかを少し植えられる、日陰を作るために植えられるんじゃないかと思えますけど、そのような申請がなされております。</p>
13番 議長	<p>それは会長、地目はなんになるん？畑ではなくなる。 畑ではなくて、完全な転用で、まあ墓地の扱いになる。墓地での転用が認められれば、登記替えが認められれば墓地になると思うんですが。</p>
13番 議長	<p>102㎡全部墓地にするん？ 今沖田さんの方から説明あったけど、道路からちょっと高いんで法面を含めた面積で102ということになりゃあ畑もその法面を含めた面積として102㎡。それで墓地、12㎡、そこだけをやって後は畑で残すというのは難しい。</p>
13番 議長	<p>はい、分かりました。</p>
8番 議長	<p>沖田さん、この説明でいいですかね。 はい。 他にはございませんか。 (意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので034-4の案件について採決に移ります。本案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。 (全員挙手)</p>
7番 議長 7番	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。 続いて034-5の案件、植田委員さん、お願いします。 034-5についてご説明しますが、その下の6番も場所が同じ位置に当たりますので、説明も一緒にさせていただいてよろしいでしょうか。 はい、どうぞ。 この案件2点は令和3年に除外申請を出されまして、その明くる月4月に非農地証明を提出された案件でございます。それで今回4条の農地転用の許可申請という運びになっています。まあ当初はこの家の近くに、地図を見ていただきますと毎回出ておりますのであれなんですけども、家の近くに墓地を移転したいとい</p>



議長 推12番 議長	<p>うことで計画をされましたが、70年前、先代が物置、昔でいう??を作られました、そのまま今現在に至っておる訳ですが。そういうことからして物がもう建っておりますので、その部分を分筆して2筆になるというような流れでございます。今までもずっと話を、▼▼さんとさしていただいておりますので、今回は続きますので、一応現地をどうなっておるかという確認ほど、森脇推進委員さんと7月20日に確認は致しました。特に今現状変わりはございませんので、申請許可が下りるのを待っておられるような状態です。以上でございます。</p>
	<p>はい、ありがとうございます。森脇推進委員さん、お見えになってますかね。今委員さんが言われた通りです。ご審議お願いしたいと思えます。</p>
	<p>はい、分かりました。ありがとうございます。それじゃあ2つの案件に分かれておりますので採決は2つに分けてやった方がいい。034-5の案件について、今植田委員さんからは034-5と034-6について一括して報告していただきましたが、申請事由が5と6では異なっておりますので、審議並びに採決は2つに分けて行いたいと思えます。034-5の案件について、ご意見ご質問を承ります。</p>
	<p>ございませんか。 (意見、質問なし)</p>
	<p>ないようでしたら、ないようですので034-5の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございます。034-5の案件については全会一致で許可相当と決定致します。</p>
	<p>続いて034-6の案件について審議に入ります。ご意見、ご質問をお願い致します。</p>
8番	<p>これほぼ同じところの5と6の案件なんですが、5の方には一応顛末書が付けられて、もう多分造成はされて建物が建っておるんだと。で、この6は今から造成をされるということですか。</p>
7番	<p>説明します。6番についてはまだ農地、畑の状態で耕作されておりました。現在はされておりませんが。5についてが建物が建っておる関係で、それをひとつの墓地としてみる訳にはいきませんので、あの5番については宅地化にして、あと6番については墓地とするということの流れになっております。</p>
8番	<p>現状はまだ畑のまま。</p>
7番	<p>畑のままです。</p>
8番	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>他にはございませんか。 (意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので034-6の案件について採決に移りたいと思えます。034-6の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。 続いて034-7の案件、種委員さん、三刀推進委員さん、お願いします。</p>

6 番	<p>それでは失礼を致します。申請番号 034-7 の説明を致します。申請概要ですが、これは 3 月 22 日、第 12 回の総会の時に除外申請ということで説明をさしていただいた案件でございます。それで県より異議なし回答をいただいております。申請事由についてはこれまでの資料の通りでございます、問題はありません。場所ですが、出羽川に跨る雪田大橋という橋があるんですが、その下流 300 メートルの護岸側に位置しております。現在の状況ですが、現況地目の畑については面談の時に◇◇さんの奥さんと話をしたんですけど、もう高齢で今年で耕作をやめると言われました。また住宅施工につきましては息子さんがおられまして、町内業者の方に依頼をされ、図面案も完成して工事施工を待っておられる状態でございます。19 日に◇◇夫婦立会で三刀推進委員とチェックシートを元に面談をさしていただき、問題なしと判断を致しました。以上です。よろしくお願いを致します。</p>
6 番 推 2 番 議長	<p>はい、ありがとうございます。三刀推進委員さん、お見えになってますか。 別にありません。 はい、分かりました。それじゃあ 034-7 の案件について、審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。 ございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので 034-7 の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。 (全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と致します。 続いて 034-8 の案件、玄羽委員さんと小笠原推進委員さん、お願いします。</p>
12 番	<p>それでは申請番号 034-8 についての説明を致します。申請地の場所ですが、地図の左を、地図を見ていただきますと、主要地方道仁摩邑南線沿いにある八色石集落でございます。それで申請地の下の方が三差路になっとるんですけど、この左側の下の方が高原集落方面で、それから右側の下の方が布施集落、そういう方面になっております。それで地図の上の方はですね、川本方面ということになります。それで申請地のこの隣がですね、##さんとなっとりますけども、これは今回申請を出されました◆◆◆◆さんが相続をされております。で、その住宅の隣接するこの土地について、今回申請を出された問題です。今月の 19 日に推進委員の小笠原さんと現地で申請者の◆◆さんからお話をお伺い致しました。で、この申請地にはですね、土蔵ですね、これが建っております、これはもう随分前から、先程ちょっと見たんですけど昭和 60 年頃に建てられた土蔵ということでございまして、生前その##さんの方はですね、なかなかその土蔵の方が使い勝手が悪いということで、長らく使われない状態が続いております、30 年近くそのままの状態になって現在に至っているという風に聞いております。そういう状態ですので◆◆さんの方はですね、この申請地を整地をして、倉庫や物置を建築して利用したいと、こういう風に思われました。それでまあ、宅地になって、土蔵が建っておりますので宅地であろうと思われたそうですが、今回畑のまま</p>

<p>議長 推10番 議長</p>	<p>ずっときていたということに気付かれまして今回申請をなされたということ でございます。それで現地を見ましたらですね、現状整地をされて、された方が ですね、近辺にもその方がいいんじゃないかと私は思いました。それとチェックシ ート等に照らし合わせてみましても問題がまったくないと思われまますので、審議 の程よろしくお願い致します。</p>
	<p>はい、ありがとうございました。小笠原推進委員さん。</p>
	<p>問題ないと思います。お願いします。</p>
	<p>はい、分かりました。ありがとうございました。それでは034-8の案件につい て審議を行いたいと思います。ご意見、ご質問のある方、発言をお願い致します。 ございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので本案件についての採決を行います。本案件について許可相当 と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
	<p>続いて034-9の案件ですが、種委員さん。</p>
<p>6番</p>	<p>失礼致します。申請番号034-9の説明を致します。まず場所ですが、地図を見 てもらいたいんですが、県道浜田作木線沿いで県道宇都井阿須那線の、終点の交 差点より浜田寄りに約200メートル位置したとこでございます。地図の黒い斜線 のところでございます。今☆☆さんはこの住宅、進入路を維持管理され生活をして おります。生活されとります。ということで顛末書の添付の関係になっておりま す。20日に山根推進委員と面談を実施したところ、将来のことを考えられまして 3年前に墓地を移設された時から子供に問題がかからないようにといろいろ調 査、検討されまして、今回の申請となったように聞いております。チェックシー トを参考に山根推進委員と面談をしましたが、問題ないと判断を致しました。以 上です。よろしくお願いを致します。</p>
<p>議長 6番 議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。山根推進委員さんの方から何かございますか。</p>
	<p>すいません、今日欠席です。</p>
	<p>それでは034-9の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問の ある方、発言をお願い致します。</p>
	<p>ございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので034-9の案件について採決を行います。本案件について許可 相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
	<p>続きまして034-10の案件ですが、三上委員さんと丸原推進委員さん、現地の 調査の結果を報告してください。</p>
<p>2番</p>	<p>そうしますと034-10番、★★★★さんの墓地の移転の申請を説明させていた だきます。地図の方を見てもらいますと、県道浜田作木線、右手側が阿須那側に</p>

なりますけれど、下の方が口羽、左手が阿須那と口羽の中間どころ、先程の 034-3 の案件の近所、近くになります。現在の墓地が山の、家の向かい側の山の高いところにありまして、それを管理するのが大変だということで、自宅の前を舗装して墓地にするという案件です。昨日ですね、現地の方伺って、★★さんの奥さんとお話させていただきまして、大事なことを聞かさせてもらいました。場所に関しても周囲に流れ込むような感じではなくて、排水とかも問題ないと判断致しました。よろしくお願ひします。

議長  
2 番  
議長

はい、ありがとうございました。丸原委員さん。

欠席です。

欠席ですか。はい、それじゃあ 034-9 の案件についてご意見、ご質問を承ります。

ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

ないようですので 034-10 の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と判断致します。

続いて 034-11 の案件ですが、植田委員さん、お願ひします。

7 番

そうしましたら 034-11 についてご説明を致します。場所については地図をご覧いただきたいと思うんですけども、石見中央線上の郡山班に当たりまして。申請人は++++という会社を運営されておりまして、その関係の店舗及び自宅の位置になりまして、その前側には@@@@とか@@という商店もござひます。今回の申請は既に亡くなられた先代の\*\*\*\*さんという方、申請人の父でござひますが、今回申請通り転用許可等されずに農地を宅地化されまして、その結果事務所とか会社の建築事務所、および車庫、それと自宅の増設、増築等をされた経緯でござひます。今回相続をされまして、申請人が相続されまして、こういうことではいけないということを思い、今回正当な手続きが必要だろうということで申請に至りました。この場所的にもあれですが、現在もうそのように建物が建っておりましての関係で顛末書の経緯でありますし、チェックシート等を照らし合わせて考慮致しましたけども今更どうにもなりませんし、特に判断材料として難しいということもござひませんので、このまま申請通りお願ひしたいと思っておる次第でござひます。この案件についても 7 月 20 日に森脇推進委員さんと、申請人である◎◎さんと聞き取り、また地図によって現地を確認を致しました。よろしくお願ひを致します。以上です。

議長  
推 12 番  
議長

はい、ありがとうございました。森脇推進委員さん。

よろしくお願ひします。

はい。それじゃあ 034-11 の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問を受け付けますんで挙手して発言をしてください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですのでこれより採決に移ります。034-11 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

7 番  
議長

それですいません。地図が、切り図がまだ、地籍が微妙でございますので、飛んだような形になっておりますけども、その点言い忘れました。失礼しました。

どうでしょうか。ちょっと、今回の総会はちょっと3条、4条の関係は案件が多かったので、ここで10分ほど休憩を入れましょうか。どうでしょうか。それじゃあ今から、あの時計でいうと45分まで、約10分間、10分弱ですがちょっと休憩します。後はそんなにたくさんありませんので、5条が2件と2条、非農地証明が1件くらいですね。それじゃあ、ちょっと休憩を入れたいと思います。

～休憩～

それじゃあ4号議案の法2条の関連案件で。議案第3号の農地法第5条の申請にかかる案件が、これは3つかな、4つか、4件ですね、4件ありますのでこれから審議を行いたいと思います。それじゃあ事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい、失礼致します。議案第3号、農地法第5条の規定に係る許可について、今月は4件です。

申請番号035-7、農地の所在は中野××、登記地目田、面積1591㎡の内185㎡、賃貸借権の設定となっております。貸渡人は〇〇〇〇の相続人◎◎◎◎、借受人は●●●●です。転用目的は農業用施設用地、転用目的は新たに乾燥調節施設及びもみ殻集積場を整備したいため、です。所要面積は土地造成185㎡、乾燥調製施設、もみ殻集積場154㎡です。この土地は第1種農地です。農用地区域用途変更事前協議済です。県から異議なし回答を得ております。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号035-8、農地の所在は下亀谷××、登記地目畑、面積500㎡です。有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。転用目的は宅地です。申請理由は実家近くの申請地に住宅を建築したいため、です。所要面積は土地造成500㎡、個人住宅84㎡、カーポート58.5㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域除外済です。法第5条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号035-9、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積413㎡、無償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。転用目的は宅地です。申請理由は賃貸住宅が手狭になったので実家に近い申請地に住宅を建築したいため、です。この土地は第3種農地です。農用地区域外です。法第5条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。すいません、読み漏れがありました、所要面積は土地造成413㎡、個人住宅46.37㎡、合併浄化槽が1基です。

続きまして申請番号 035-10、農地の所在は上口羽××、登記地目畑、面積 32 m<sup>2</sup>、無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■●●●です。転用目的は墓地です。転用理由は現在の墓地は山林の急傾斜地にあり管理が難しく平地に移設したいため、です。所要面積は土地造成 32 m<sup>2</sup>、墓地 12 m<sup>2</sup>、この土地は第 2 種農地です。農用地区域除外事前協議済です。県より異議なし回答を得ております。法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。

以上 4 件です。

議長

それじゃあ 035-7、今日日野委員さんが欠席なんですが、これは上田推進委員さん、お願いします。

推 13 番

日野委員さんが欠席ですので代わって自分が説明します。申請番号 035-7 の案件について説明します。場所ですが下の図を見てください。左斜めにちょっと幅広い道路がありますが、これが県道浜田作木線になります。上の方に行くと※※※※、そして####の####があったりします。そして左の方に行くと矢上方面で、役場の方になります。一番上に++++というのがありますが、その++++からいうと南側直線距離で約 300 メートルくらいのところに今回の申請地があります。先週の 7 月 22 日に日野農業委員さんと一緒に現地確認を行いました。その日は貸し渡し人の◎◎◎◎さんに立ち会ってもらって、お話を聞いたりしました。今回の申請地の隣に、地図にもありますが建物がありますが、これが今回借り受け人の●●●●の靱ですかね、靱を乾燥する施設があった部分です。この建物が長年で老朽化し、また手狭になったため、今回隣の土地、◎◎◎◎さんの土地約 185 m<sup>2</sup>ですか、これを借り受けてここを整地し、そしてそこに新たに靱殻を乾燥する建物や、靱殻を集積する建物を整備したいということで、今回の申請になったものです。チェックシート等で照らし合わせてみましたが、問題はないと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは 035-7 の案件について、審議を行います。本案件についてご意見、ご質問のある方、発言をしていただきたいと思えます。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に移ります。035-7 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて 035-8 の案件について、服部委員さん、田中推進委員さん、お願いします。

13 番

よろしく申し上げます。035-8 についてご説明致します。先週土曜日、24 日の日に田中推進委員と現地赶赴いて面談をしてまいりました。▲▲さんですね、お父さんの方、ちょっと姓は違うんですが@@さんという方がお父さんなんですが、お父さんと面談をさせていただきました。で、場所はですね、この地図東西に道がついてますが、右の方ずっと行きますと瑞穂中学校のある道路でございま

<p>議長 13 番</p>	<p>す。まあ正面に****というのを書いてありますが、**のあったところ、跡地になっています。特に、チェックシート等も確認してみたんですけど、特に問題はないと思いますので。ちょっとこの辺ですので排水ってことをちょっとお聞きしました。集落排水が通っております、そちらの方へ排水は流すということです。特に日照ということも問題ないということでしたので、問題ないと思っております。よろしく審議の方、お願い致します。</p>
	<p>はい、ありがとうございます。田中推進委員さん、お見えになってますか。来てないです。</p>
	<p>はい、分かりました。それじゃあ 035-8 の案件について、審議に入ります。本案件についてご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。</p>
	<p>ございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
	<p>続いて 035-9 の案件、植田委員さんと小泉推進委員さん、お願いします。</p>
<p>7 番</p>	<p>035-9 番について説明をさせていただきます。まず地図をご覧ください。右下にちょっと幅広い道路が走っておりますが、この道路が浜田作木線に当たります。そしてこの道路の右側が役場、消防署等になりまして、反対側、左側が日貫、もしくは市木インター方面に接続する道路の主要道路となっております。この線から上には※※※※という施設がございます、上がったところ、200 メートルくらい上がったところが今回の申請の▼▼さんの自宅になります。▽▽さんと▼▼さんは親族関係で、孫に当たりまして、現在住宅、賃貸住宅のお住まいでございますが、夫婦子供 2 人ということで、ちょっと今後のことも考えると手狭になりつつあるということから、実家の近いところに家を建てたいという計画に至りました。まあ申請地は今までは耕作されておりましたが、今回計画ということで休耕田となっております。場所的にも、周囲をずっと歩いて回りましたが、チェックシート等を見たりして、資金計画書等を鑑みても特に問題ないんじゃないかなと思います。7 月 21 日に小泉推進委員さんと現地および聞き取りを、申請人としたかたんですが仕事でちょっと都合がつかせませんでしたので祖父の▽▽さんと面談を致しました。このところもまだ地籍は微妙ということで、このような状態になっております。よろしくお願いを致します。</p>
<p>議長 推 11 番</p>	<p>はい、ありがとうございます。小泉推進委員さん。</p>
<p>議長</p>	<p>別にごございません。よろしく申し上げます。</p>
	<p>はい、ありがとうございます。それでは 035-9 の案件について審議に入ります。ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。</p>
	<p>ございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので採決を行います。035-9 の案件について、許可相当と判断さ</p>

2 番	<p>れる委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて 035-10 の案件、三上委員さんと丸原推進委員さん、お願いします。</p> <p>それでは 035-10 番の案件について説明します。場所の方ですが、地図の方見てもらいますと、右側の方にちょっと道があるんですが、それが県道浜田作木線、上の方が口羽方面です。その辺りになっております。除外申請の時に説明をしましたので、墓地の位置とか申請事由については説明をしません、土地の方は先程ありました 034-3 と同じ畑ですので、面積の方も同じとなっております。チェックシートに照らし合わせましても問題ないと判断しましたのでよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。丸原さん、欠席ですね。それじゃあ丸原推進委員さんも欠席のようですので、これより 035-10 の案件について審議を行います。ご意見、ご質問の皆さん、発言をお願いします。</p> <p>ご意見ご質問、ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので 035-10 の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございました。前回一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて法第 2 条の規定する農地でない土地の証明について、本総会は 1 件議案が出ております。事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>はい、失礼致します。議案第 5 号、第 4 号の農地法第 2 条の規定による農地以外の土地の証明について、今月は 1 件です。</p> <p>申請番号 4、土地の所在は阿須那××、登記地目畑、面積 235 m<sup>2</sup>、判定地目山林原野です。申請人は◇◇◇◇です。申請理由は昭和 58 年頃から管理が出来ず、木や雑草が繁茂している、です。</p> <p>以上 1 件です。</p>
議長 6 番	<p>はい、ありがとうございました。種委員さん、現地調査の結果の報告等をお願いします。</p> <p>失礼を致します。申請番号 4 の説明をさせていただきます。場所ですが、県道浜作線より瑞穂地域へ抜ける町道阿須那大林線があるんですが、その線から約 3 キロメートル入った右手に位置しております。概要の説明なんですが、現在◇◇さんは体調を崩されて入院されておりましたので、息子さんに連絡をとり、20 日、山根推進委委員と面談をしていろいろ説明を聞きました。その説明によると、近々◇◇邸の裏山に県発注の砂防工事が施工され、申請地の畑も施行範囲内であるということを役場の建設課より丁寧に説明を受けられております。お手元の資料の利用状況にあります、畑が管理出来ていないために山林原野として証明願ひを出された案件となっております。◇◇さんより説明を受けた後、山根推進委員と現地をパトロールした結果、畑としては利用できず判定地目が山林原野で正し</p>



議長

いと判断を致しました。どうかご理解よろしくお願いを致します。以上です。

はい、ありがとうございます。山根さんはお休みですね。それじゃあ4番の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、これより採決を行います。4番の案件について、議案第4号の4番の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて基盤強化法、5号議案の基盤強化法第19条ですが、これについては恒例のようになっておりますが、今回は1件しかありませんか。議案に目を通していただきまして、特にご質問、ご意見があれば挙手をして発言していただければと思います。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、議案ですので一応採決を行います。本案件、03基-4の案件について、ご了解いただける方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で了承することと決定致します。

続いて議案第6号、基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得についてですが、これについても本総会では1件になっております。5号議案と同様に添付資料に目を通していただいて、ご意見ご質問のある方は挙手をしていただいて結構です。挙手をしていただいて、発言していただいて結構です。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら、本案件について採決を行います。これで、この内容についてご了承いただける方の、ご了承いただいている議員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それじゃあ本案件についても全会一致で了承することと決定致します。

続いて報告の第1号、農地法第3条の3による相続等による権利移動についてですが、これは資料に目を通して、報告ですので特に裁決を行いませんが、ご不明な点とかご質問がございましたら手を挙げて発言していただくのは結構ですので、皆さん精査していただきたいと思います。

ございませんか。

(意見、質問なし)

それじゃあ特にご意見ご質問がなかったということで、法第3条の3について

は皆様のご了解をいただいたということで納めたいと思います。  
続いてその他について。

(その他)

(1) 事務連絡

(2) その他

次回の総会は、8月23日(月)13:30からでお願いします。